

# 新たな特許防衛のしくみと PAE 対策の動向とその分析

会員 小林 和人<sup>(1)</sup>

## 要 約

近年、米国において PAE 対策を視野に入れた特許防衛の組織や協定などが登場するようになった。防衛的パテントアグリゲーション (Defensive Patent Aggregation, 防衛的特許集約) は、リスクがある特許を PAE が購入する前に調達し、会員に対する係争の抑止・予防的解決を行う。防衛的パテントプール (Defensive Patent Pool) は、防衛目的で会員が相互にライセンスを許諾するパテントプールであり、PAE への特許の譲渡を抑制する規定を備えたものもある。本稿は、従前からの特許防衛の措置や活動を体系的に整理した上で、新たな特許防衛のしくみと PAE 対策の動向を詳説して分析する。また、企業は今後どのような方針の下で特許防衛の組織と関わっていくことが有効であるか、分析結果に基づいた検討を加える。

## 目次

1. 背景
2. 新たな特許防衛の具体例
3. 従前の特許防衛の体系的整理
4. 新たな特許防衛の詳細
5. 新たな特許防衛の比較分析
6. 考察
7. まとめ

## 1. 背景

### (1) パテントトロール

特許の権利行使を専業として収益を得る組織を「パテントトロール」と呼ぶ。パテントトロールから権利行使を受けた企業等は自らが保有する特許に基づく権利行使で対抗することができない。パテントトロールの台頭には、米国の裁判に固有のディスカバリー、懲罰的賠償、陪審員等の制度が背景として存在する。パテントトロールの基本的行動類型としては、訴訟を示唆して裁判・弁護士費用より低額な対価で和解、完成品メーカーへ部品特許等による権利行使、分割出願や特許流通の活用、子会社化による真の利害関係者の隠微等が挙げられる。<sup>(2)</sup>さらに、近年、製造業者等が会社破産や事業縮小・撤退に際して特許を売り出したことで、特許流通市場は著しい拡大を遂げ、パテントトロールを含めた特許管理会社の増加と巨大パテントトロールの出現の一因となった。以下、パテントトロールを、米国で使用されるようになった Patent

Assertion Entity (以下、「PAE」と呼ぶ。

### (2) 特許防衛

本稿では、第三者から権利行使を受けた際の防御に限らず、第三者から権利行使を受ける前の予防や措置を含めて、広く「特許防衛」と呼ぶことにする。<sup>(3)</sup>特許防衛の措置として、日本・米国等の特許法は、権利化阻止、権利消滅、抗弁権の獲得等を認めているが、PAE の活動そのものを抑止する特別な措置を規定していない。<sup>(4)</sup>

### (3) PAE 対策 (司法、立法)

近年、米国では PAE の活動を規制する動きが現れている。米国議会では、PAE の活動を抑制する複数の PAE 対策法案が提案されていたが、2013 年 12 月、Bob Goodlatte 議員 (共和党) 起案の PAE 対策法案 (Innovation Act HR3309) が下院で可決された<sup>(5)</sup>。

また、米国訴訟でも PAE の行為を牽制する判例が現れている。米国特許法第 285 条は、裁判所が例外的な場合に、敗訴当事者に対し勝訴当事者の合理的な弁護士費用を賠償するよう命じることができる旨 (Fee Shifting) を規定している。<sup>(6)</sup>従前は、この例外に該当すると判示された事件は稀であった。2014 年、米国最高裁判所で 2 件の裁判において、事件の具体的事案が米国特許法 285 条の規定する例外に該当すると判示され、敗訴当事者に勝訴当事者の合理的弁護士費用の賠償負担が命じられた。<sup>(7)</sup>

#### (4) PAE 対策 (知財業界)

知財業界でも、PAE 対策を視野に入れた特許防衛の組織が登場している。

「防衛的パテントアグリゲーション (Defensive Patent Aggregation, 防衛的特許集約)」は、当該アグリゲーション会員が PAE から攻撃されるリスクのある特許 (以下、「問題特許」) を PAE が購入する前に調達して、会員にライセンスを許諾することで予防的解決を図る組織である。

「防衛的パテントプール (Defensive Patent Pool)」は、日本では一般的な用語ではないが、防衛目的で会員が相互にライセンスを許諾するパテントプールである。<sup>(8)</sup> 規定の細部は個々の組織によって異なるが、PAE への特許流出を抑止するものも存在する。

PAE 対策組織の登場の背景には、PAE の活動が企業の事業継続を圧迫するほど深刻になったこと、企業の共同防衛意識が高まったこと、等が挙げられる。また、オープンソース開発に関わる技術者や組織が、オープンソース開発の自由度・安全性の確保の為に自衛手段を講じるようになったことも、別の背景として指摘できる。

#### (5) 研究の目的

本稿では、従前からの特許防衛の活動を体系的に整理した上で、新たな特許防衛のしくみと PAE 対策について分析する。PAE が、行き過ぎたプロパテント政策の副産物であるとすれば、防衛的パテントプールは、特許よりも自由な事業活動を重視するアンチパテントの現れ、とみることもできる。かかる視点から、特に日本企業はどのような方針の下で特許防衛の組織と関わっていくことが有効であるか、検討を加える。

## 2. 新たな特許防衛の具体例

本章では、新たな特許防衛の具体例を紹介する。

#### (1) Allied Security Trust<sup>(9)</sup>

Allied Security Trust (以下、「AST」) は、PAE から会員を保護する目的で、問題特許を調達する防衛的パテントアグリゲーションである。AST は調達した特許を会員にライセンスを許諾する。調達する問題特許は、特定の特許に関心のある会員の費用負担に基づいて選定される。

#### (2) Unified Patents<sup>(10)</sup>

Unified Patents (以下、図表等の一部は「UP」と表記) は、問題特許を PAE が購入する前に市場から調

達する防衛的パテントアグリゲーションである。Unified Patents は PAE からの特許の調達は行わない。PAE の活動を助長するだけと考えるためである。

#### (3) RPX Corporation<sup>(11)</sup>

RPX Corporation (以下、「RPX」) は、問題特許を第三者から調達し、会員にライセンスを許諾する防衛的パテントアグリゲーションである。会員には会員期間中 (所定条件では期間経過後も含む)、RPX が調達した特許についてライセンスが許諾される。また、RPX は PAE に提訴されている会員に代わって、PAE と交渉し、低額でライセンスを取得して会員へサブライセンスを与えるとともに会員への訴訟の取り下げ契約を取り付ける組織 (以下、「係争解決代行」) でもある。

#### (4) Defensive Patent License<sup>(12)</sup>

Defensive Patent License (以下、「DPL」) は、会員が相互に保有する特許について他会員にライセンスを許諾する防衛的パテントプールである。DPL のライセンスは無償である。他会員が DPL を脱退しても会員に許諾していた特許については、会員が DPL に加入している限りライセンスは引き続き認められる。

#### (5) Open Invention Network<sup>(13)</sup>

Open Invention Network (以下、「OIN」という) は、Linux 技術の普及促進に賛同する企業等によって設立された。OIN は Linux 技術分野に特化した防衛的パテントアグリゲーションであり防衛的パテントプールである。OIN は Linux 技術に関する特許を調達して会員にライセンスを許諾する。

#### (6) Eco-Patent Commons<sup>(14)</sup>

Eco-Patent Commons (以下、「Eco-Patent」または「Eco」) は、会員が保有する環境関連の特許について権利不主張を誓約する組織 (以下、「特許誓約団体」) である。Eco-Patent の会員は、Web サイトで公開された特許について、何人 (非会員を含む) に対しても権利不主張を誓約する。

#### (7) Open Patent Non-Assertion Pledge<sup>(15)</sup>

Open Patent Non-Assertion Pledge (OPN Pledge, 以下、「OPN」) は、OSS に関わる特許の脅威を緩和させるために Google が設立した特許誓約団体である。Google の説明によると、各 OSS 団体の既契約では著作権の取り扱いが中心であり、特許権に関する規定が十分でないため、各 OSS 団体の既契約を補完すべく、OPN を設立した。

(8) Innovators Patent Agreement<sup>(16)</sup>

Innovators Patent Agreement (以下、「IPA」)はTwitterが提唱している発明者から企業への特許譲渡契約での条項である。IPAの条項は、企業は特許を防御的目的にのみ利用し、発明者の同意がなければ当該特許を攻撃的に権利行使しない約束を規定する。

(9) License on Transfer Network<sup>(17)</sup>

License on Transfer Network (以下、「LOT Network」, または「LOT」)は、会員が相互に保有する特許についてライセンスを許諾する防衛的パテントプールである。会員がLOTに加入した段階では、会員間のクロスライセンスは効力を生じていない。会員がLOTの外部の企業等に特許を譲渡する直前(以下、「トリガーイベント」)に他会員に譲渡した特許についての(クロス)ライセンスが効力を生じる。以下、このようなしくみの防衛的パテントプールを「ライセンスオントランスファー」と呼ぶ。

(10) まとめとモデル化

本章で紹介した新たな特許防衛の組織は、「防衛的パテントアグリゲーション」、「防衛的パテントプール」並びに「特許誓約団体」その他の3つの基本モデルと、2つの派生モデルに大別される。<sup>(18)</sup>防衛的パテントアグリゲーションは費用をかけて外部から特許調達を行うことに特徴があり、防衛的パテントプールと特許誓約団体は無償の実施許諾または権利不主張を約束することに特徴がある。防衛的パテントアグリゲーションの派生モデルとして、会員の係争解決を目的とした「係争解決代行」があり、防衛的パテントプールの派生モデルとして会員が特許をプールの外部に売却する直前に、ライセンスが効力を生じる「ライセンスオントランスファー」がある。

いくつかの具体例は複数のモデルの組み合わせであり、RPXは防衛的パテントアグリゲーションと係争解決代行を兼ねており、OINは防衛的パテントアグリゲーションと防衛的パテントプールを兼ねている。5つのモデル(派生モデル含む)について、以下に、その特徴を図で説明する。なお、各モデルの名称は、一般的な用語ではないものも含まれている。

① 防衛的パテントアグリゲーション

防衛的パテントアグリゲーションは、原則としてPAEが問題特許を購入する前に市場から調達して、会員にライセンスを与える組織である(図1)。

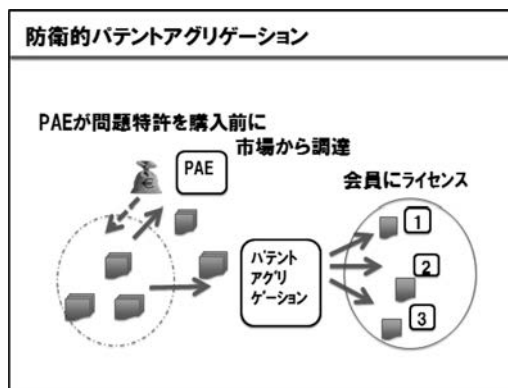


図1

② 係争解決代行

係争解決代行は、会員がPAEから提訴されている場合、原告であるPAEと交渉して、PAEの会員に対する提訴取り下げを約するとともに、会員へのサブライセンス権限付きのライセンスを取得する組織である(図2)。

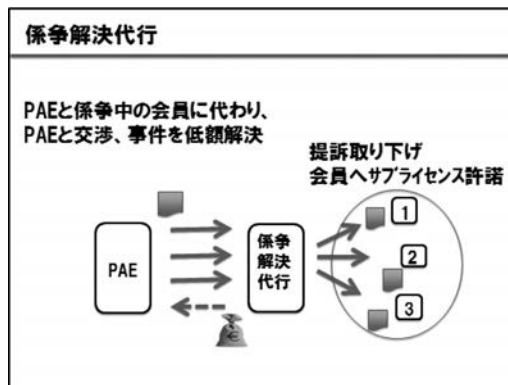


図2

③ 防衛的パテントプール

防衛的パテントプールは、会員が相互に無償のライセンスを許諾する組織である。一般に、他会員が脱退した場合にも、他会員から現会員へのライセンスアウトは継続する(図3)。

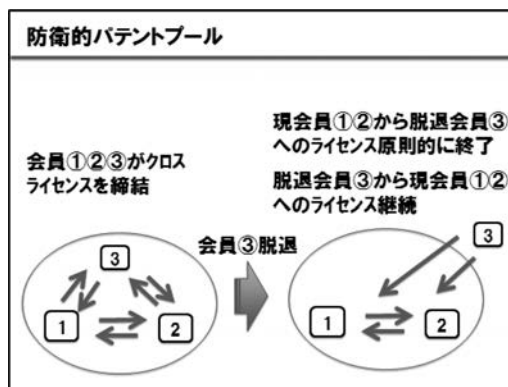


図3

④ ライセンスオントランスファー

ライセンスオントランスファーは、会員が相互にラ

ライセンスを許諾するパテントプールの一種である。他会員が特許をプールの外部に売却する直前に、売却特許に関して会員への（クロス）ライセンスが効力を生じる（図4）。

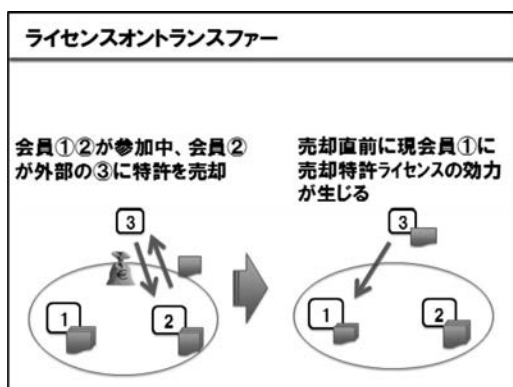


図4

⑤ 特許誓約団体

特許宣誓団体は、会員が保有する特許を第三者（非会員含む）に対して、無償のライセンス許諾、または、権利不主張を誓約する組織である（図5）。

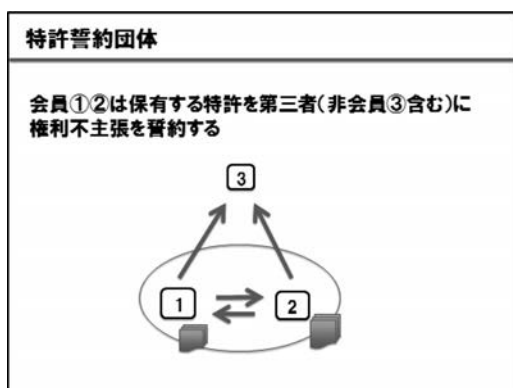


図5

各モデルと具体的組織との対応を図6にまとめる。

特許防衛組織のモデル化	
モデル	具体的組織等
1 防衛的パテントアグリゲーション	AST UP OIN RPX
2 係争解決代行	RPX
3 防衛的パテントプール	DPL OIN
4 ライセンスオントランスファー	LOT
5 特許誓約団体その他	Eco OPN IPA

図6

3. 従前の特許防衛の体系的整理

新たな特許防衛のしくみと PAE 対策について詳説・分析するに先立ち、どのような特許防衛が日本の

特許法（以下、日本の特許法を「特許法」と表記）で認められ、また、国内外で実務として存在しているか整理する。

(1) 特許法の特許防衛措置

日本の特許法では、事業者等は第三者の特許権利行使に対して、特許の権利化阻止、特許権の消滅、または、通常実施権等の抗弁権で防衛することができる。

① 権利化阻止

(a) 情報提供

「何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願等の願書に添付した明細書等その他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる」（特許法施行規則第13条の2）。

② 権利消滅

(a) 登録異議申立

「何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許は新規性がない等により特許を受けることができないものに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる」（特許法第113条）

(b) 無効審判請求

「特許が、新規性を有しない等、所定の無効事由に該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。無効審判は何人も請求できる」（特許法第123条）

③ 抗弁権

抗弁権の代表例として通常実施権が挙げられる。許諾による通常実施権の一例として、パテントプールによる実施許諾が挙げられる。

(2) オープンソースソフトウェア開発における対策<sup>(19)</sup>

オープンソースソフトウェア（以下、「OSS」）開発者の多くは、OSSの著作権の利用を自由に認められたOSSユーザが、OSSに混入した第三者の特許の存在によって、OSS特許を侵害する自体となり、特許紛争に巻き込まれることを強く危惧している。そこで、個々のOSS開発コミュニティは、OSS開発者およびOSS利用者への特許防衛として、OSSの開発や利用が、第三者（他のOSS開発者含む）の特許侵害とならないよう具体的な方策を講じている。

① 防衛的公開

「防衛的公開」とは、積極的に自らが保有する技術を

公開することで、その後と同じ技術について新規性のない特許を第三者が取得することを阻止する行為を呼ぶ。<sup>(20)</sup>

② 改変、頒布したソフトウェアに対する実施許諾<sup>(21)</sup>

個々の OSS は、その頒布条件として所定のライセンス条件を利用者に課している。当該ライセンス条件は個々の OSS によって異なるが、OSS を改変・頒布したユーザの下流ユーザへの特許の実施許諾を明示的に規定するものが現れている。その代表例は GNU General Public License のバージョン 3 (以下、GPLv3) である。<sup>(22)</sup>

(3) 特許誓約

本稿では、主に不特定の第三者に対して特許実施許諾もしくは権利不主張を約束して公表することを「特許誓約」と呼ぶ。多くの特許防衛が、企業等の事業者の主体的な行為であるところ、特許誓約は、特許権者の消極的な行為である点が、他のしくみや組織とは異なる。

(a) 権利不主張の誓約 (pledge)

一例として、IBM は自らが保有する Linux カーネル及び OSS に関する所定の特許権に基づき、OSS の開発者および利用者に対して権利主張しないことを誓約している。<sup>(23)</sup>

(b) FRAND 宣言

標準化団体の多くが IPR ポリシーを整備しており、特許権者たる企業等が標準化団体に規格案を提案するにあたって、当該規格案に関して保有する標準規格必須特許について合理的かつ非差別的な条件で実施許諾する意思等を宣言 (以下、「FRAND 宣言」) することを課している。当該宣言は、不特定の第三者の為にする契約であり、当該特許の譲受者にも義務が及ぶとの裁判例も存在する。<sup>(24)</sup>

(c) NAP 条項

マイクロソフト社はパソコン製造販売者に MS Windows を OEM 販売するに当たり、当該パソコンの製造販売業者に対して、Windows による特許権侵害を理由にマイクロソフト社および他のパソコン製造販売者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項 (NAP 条項) を含む契約を締結させていた。<sup>(25)</sup>

(4) 米国の裁判における防御実務

その他、米国の裁判においては、IDS 義務違反の不正行為 (Inequitable Conduct)、特許権の濫用、エス

トップル、ラッチッス、時効等の反論が防御手段として用いられている。

(5) 従前の特許防衛の整理

これまで挙げてきた特許防衛について、対象となる特許の出願から訴訟 (権利行使) までの時間軸に対して実施者が取りうる防衛行為の体系図を、図 7 にまとめる。

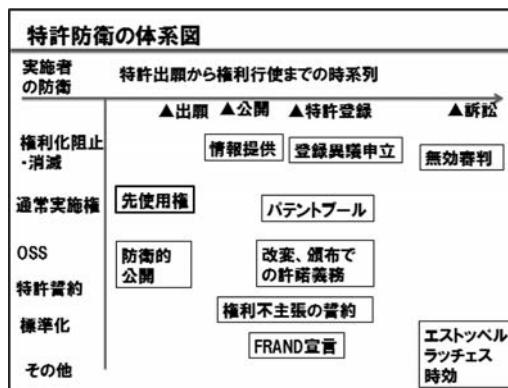


図 7

4. 新たな特許防衛の詳細

本章では、新たな特許防衛の組織の具体例を詳しく説明し、PAE 対策を含めた特徴を分析する。

(1) Allied Security Trust (AST)

① 概要

AST は、問題特許が PAE に購入される前に市場から調達する防衛的パテントアグリゲーションである。AST は市場の特許ポートフォリオ情報を入手して分析し、会員が関心を持つ特許を抽出し、会員の入札 (および入札価格) の意思決定に基づいて調達し、費用を負担した会員に全世界の非独占的ライセンスを許諾する。会員の費用は前払いで、会員には AST 脱退後もライセンスが引き続き認められている。また、後続会員も所定の費用でライセンスを受けることができる。AST の契約規定を図 8 にまとめる。

項目	内容	備考
許諾内容	ASTは購入した特許を費用負担した会員にライセンス	後続会員も費用負担すればライセンス可
許諾特許	全世界、非独占通常実施権	
特許の維持	原則、特許は維持しない 特許を売却で、購入費用の一部を埋め合わせ	
脱退	脱退した会員にもライセンスが継続	

図 8

② 受益者負担による調達

AST では、会員は全ての特許の調達に際して費用負担する必要はなく、関心ある特許の調達についてのみ費用負担すれば良い。

③ 特許への関心の共通性

調達する特許への会員の関心の共通性が高いほど、調達の際の会員あたりの費用負担も軽減することになる。

④ 会員間のクロスライセンス無し

AST には、会員の相互のライセンス許諾はない。従って、自らが保有する特許ポートフォリオが大きい大企業等には、保有特許の実施許諾の義務がないことはメリットである。AST のメリットを図 9 にまとめる。

ASTのメリット				
会員は、関心ある特許の購入についてのみ費用負担 会員間のクロスライセンスはない				
ステークホルダー	メリット		備考	
費用負担 会員	他会員 へのラ イセン ス義務 無し	単独で購入よ りも費用負担 が小さい	他会員 からの ライセ ンス無 し	特許を選択し て購入の為予 防活動に限界
後続 (SLO) 会員		ASTが特許を 取得してから、 ライセンス要 否判断できる		特許の選択に 関与できない

図 9

(2) Unified Patents

① 概要

Unified Patents は、問題特許を PAE が購入する前に市場から調達する防衛的パテントアグリゲーションである。また、Unified Patents は、会員に代わって、PAE の活動の調査、先行文献調査、再審査の請求等を行う。Unified Patents の契約規定を図 10 にまとめる。

Unified Patentsの契約規定		
項目	内容	備考
許諾 内容	Unified Patentsは会員に購入した特許をライセンス許諾	購入資金は年会費 PAEから非購入
許諾 特許	全世界、特許権存続期間中、非独占通常実施権	
特許の 維持	Unified Patentsは特許ライセンスでなく放棄の選択もあり	
その他 サービス	先行文献調査、再審査の請求等	

図 10

② PAE から調達しない

Unified Patents は、PAE から特許調達しない。PAE からの調達は、PAE の活動を助長するだけと考えるためである。

③ 年会費の範囲内での調達

Unified Patents の問題特許の調達は年会費の範囲内であり、会員が年会費以上の負担を課せられることはない。

④ その他サービス

Unified Patents は会員に代わって、PAE の活動の調査、先行文献調査、再審査の請求等を行う。Unified Patents のメリットを図 11 にまとめる。

Unified Patentsのメリット		
ワンストップサービス:問題特許購入、無効審判、特許調査 会員間のクロスライセンスなし PAEから特許購入しない		
ステークホルダー	メリット	備考
会員	年会費内で、問題特許のリスク解決  PAEから購入しないポリシーの為、長期視点では、パテントロールの活動を抑止	固定の会費の為、問題特許の購入予算制限有  PAEから特許を購入しないため、PAEから権利行使された場合には、解決の術なし

図 11

(3) RPX Corporation (RPX)

① 概要

RPX は、問題特許を第三者から調達し、会員にライセンスを許諾する防衛的パテントアグリゲーションである。会員には会員期間中（所定条件下では期間経過後も含む）、RPX が調達した特許についてライセンスが許諾される。また、RPX は PAE に提訴されている会員に代わって、PAE と交渉する。RPX は交渉の結果として低額でライセンスを取得して会員へのサブライセンスを与えるとともに PAE の会員に対する訴訟の取り下げ契約を取り付ける係争解決代行でもある。RPX の契約規定を図 12 にまとめる。

② 訴訟保険

RPX は、2014 年から Lloyd's と提携して訴訟保険のサービスを開始した。RPX の訴訟保険のユニークな点は、保険金の支払いに訴訟リスクの軽減や訴訟発生時のアドバイス等のサービスを組み合わせることにある。

RPXの契約規定		
項目	内容	備考
許諾内容	RPXは会員に購入した特許のライセンスを許諾	購入費用は年間費等から捻出
	RPXは会員提訴者からライセンスを受け、会員にサブライセンスを許諾	購入できなかった場合の年会費の払い戻し
許諾特許	全世界、会員期間中、非独占通常実施権	所定条件で脱退後も許諾
係争解決代行	RPXは会員提訴者に訴訟の取り下げを約させる	

図 12

③ 訴訟の取り下げ

RPXは、PAEと係争中または訴訟中の会員のために、当該PAEと交渉して、ライセンスを取得し、また、PAEの会員に対する訴訟を取り下げさせる。RPXは解決対象である係争を選定するに際しては、会費収入の範囲でのサービスの提供の運営上、複数の会員を提訴しているPAEを対象とすることが推定される。RPXのメリットを図13にまとめる。

RPXのメリット		
問題特許の予防的解決から訴訟の解決までを一貫対応 ライセンス継続には会員継続が必要		
ステークホルダー	メリット	備考
問題特許の予防的解決を望む会員	会費で、問題特許の事前解決が可能	固定の会費のため、問題特許の購入に資金制約が生じる可能性がある
提訴されている会員	低額で解決代行(ライセンス取得、訴訟取り下げ)	複数の会員が提訴されている訴訟が候補脱退後のライセンス維持には、所定期間の会員継続必要

図 13

(4) Defensive Patent License (DPL)

① 概要

DPLは、会員が保有する特許を他会員にライセンスすることを条件に、他会員等からも特許のライセンスを受ける防衛的パテントプールである。DPLのライセンスは無償で、特許権の存続期間有効である。会員は、DPLの会員である競業他社との関係では事業の安全を確保することができる。会員は、他会員等が攻撃的権利行使(無効審判の請求を含む)<sup>(26)</sup>を受けた場合には、当該他会員へのライセンスを終了して、自らが保有する特許に基づく権利行使で対抗する防衛(defensive termination, 以下、「防衛的契約解除」という)が認められる。また、他会員がDPLを脱退して自らが保有する特許をPAEに売却した場合も、会員へのライセンスが継続されるので、売却そのものが

抑止されるとともに会員はPAEからの権利行使に対してライセンスで防御することができる。脱退した会員がPAE化した場合も同様である。DPLのライセンスの契約規定を図14にまとめる。

DPLの契約規定		
項目	内容	備考
許諾内容	会員は保有特許について相互にライセンス	脱退後に取得した特許は除く
許諾特許	全世界、特許権存続期間中、非独占通常実施権	無償原則取消不能
防衛的契約解除の条件	他会員が、①先に権利行使の②プール外に特許の譲渡等し、ライセンス条項を譲受人に義務づけなかった場合	
脱退	インバウンドライセンス: 無(所定条件で継続可) アウトバウンドライセンス: 継続	脱退180日前の通知義務

図 14

② 会員間のアンバランス

DPLは会員間の相互の特許権の無償の実施許諾をベースとするため、簡易なしくみで事業の安全確保が可能となるが、会員間で損得のアンバランスが生じ易い。また、一度DPLに加入すると他会員へ包括ライセンスを許諾してしまうので、特に大企業には加入に際しての障壁となると思われる。

③ 大企業の加入とネットワーク効果

一方、DPLは、加入する会員数が少ないと効果が小さく、会員数と特許総件数が大きくなるほど効果も大きくなるのが容易に推定できる。DPLのメリットを図15にまとめる。

DPLのメリット				
OSSの分野で設立した為、小企業に有利な条件				
ステークホルダー	メリット		備考	
小企業(PF無)	・費用と交渉負担軽減	他会員のリスクを回避	・効果は組織規模に依存	アンバランスはほぼ無し
中企業(PF小)	・一度加入すると会員期間中、他会員からのライセンス継続	他会員(中・大)のリスクを回避	・一度加入すると、他会員にライセンス継続	小企業との関係ではアンバランス
大企業(PF大)	・他会員のPAEへ特許売却を抑止	・他会員(大)のリスク回避	・宣伝効果	小・中企業との関係でアンバランス

図 15

(5) Open Invention Network (OIN)

① 概要

OINはLinux技術分野に特化した防衛的パテントアグリゲーションであり防衛的パテントプールである。OINは、Linux技術の普及促進に賛同する企業等によって設立された。OINはLinux技術に関する特許を調達して会員にライセンスを許諾する。会員は、

OIN から無償でライセンス許諾される条件として、他会員に対して自らが保有する特許についてライセンスを許諾し、Linux 技術を使用する企業等（会員であるかどうかに関わらず）に権利行使しないことを約束する。OIN の契約規定を図 16 にまとめる。

項目	内容	備考
許諾内容	OINは会員に購入特許をライセンス許諾 会員はLinuxSystem特許を相互にライセンス、外部に権利不主張	取消不能
許諾特許	全世界、無償、非独占通常実施権	移転不可
防衛的契約解除の条件	・他会員が会員のLinux製品に先に権利行使をした場合、ライセンス契約解除 ・他会員が会員に権利行使した日に、OINは他会員へのライセンス契約を解除	

図 16

② 相互ライセンスと調達特許のライセンス

OIN の特徴は、会員間のクロスライセンス許諾に加えて、OIN が調達した特許についても会員にライセンスを許諾することにある。会員は特許調達の費用を負担しないが、自らが保有している Linux System 関連特許を他会員へライセンス許諾することを条件に、OIN からライセンス許諾されている。OIN のメリットを図 17 にまとめる。

ステークホルダー	メリット	備考
投資家メンバー	OINと他会員のLinux特許で権利行使を受けない	保有するLinux特許で権利行使できない
ライセンサー	OINの特許購入の費用負担無し	OINの特許購入に関与できない

図 17

(6) Eco-Patent Commons

① 概要

Eco-Patent は、環境関連（排出・汚染・温暖化等の抑制）特許について権利不主張、非提訴を誓約する特許誓約団体である。Eco-Patent は IBM, Nokia, Pitney Bowes, Sony 等によって 2008 年に設立された。Eco-Patent の会員は、Environment Law Institute の Web サイトで公開された特許について、何人（非会員含む）に対しても権利主張しないことを誓約する。Eco-Patent の契約規定を図 18 にまとめる。

項目	内容	備考
誓約内容	会員は第三者(会員外含む)へ環境関連の特許で権利主張しないことを誓約	Webサイトで各会員の誓約特許を公開
防衛的契約解除の条件	①他会員が誓約していない環境関連特許で権利行使した時 ②第三者(会員外含む)も任意の特許で権利行使した時	30日前通知が必要

図 18

② 社会貢献

会員が環境関連特許を無償でライセンスするメリットは、社会貢献とともに、業界での知名度向上や新たなアライアンスの機会を得る実益があると、Eco-Patent は説明している。

③ 権利放棄・維持

会員は、誓約した特許について、権利を放棄するかどうかは任されているが、権利維持した場合には、所定条件下の攻撃的権利行使に対して、防衛的契約解除が認められている。誓約は防衛的解除を除き、取消不能であり、誓約者の脱退後も有効である。企業は、加入することで、他会員の権利不主張の誓約を促進することが期待でき、環境関連産業の発達によるビジネス上の利益が推認されるが、実際に加入している企業の意図は不明である。Eco-Patent のメリットを図 19 にまとめる。

ステークホルダー	メリット	備考
会員	業界の知名度向上と環境への社会貢献 会員になることで他会員の参加を誘発、他会員の権利不主張の誓約を得ることを期待できる	実質的には、特許権の効力の放棄に等しい 他会員の権利不主張の誓約による利益は会員でなくても享受できる

図 19

(7) Open Patent Non-Assertion Pledge (OPN)

① 概要

OPN は、Google が OSS に関わる特許の脅威を緩和させるために Google が設立した特許誓約団体である。Google の説明によると、各 OSS 団体の既契約では著作権の取り扱いが中心であり、特許権に関する規定が十分でないため、各 OSS 団体の既契約を補完す



べく OPN は設立された。OPN の契約規定を図 20 にまとめる。

OPNの契約規定		
項目		備考
誓約内容	会員は第三者(賛同者外含む)へOSS特許で権利主張しないことを誓約	賛同者は各Webサイトで誓約特許を公開
防衛的契約解除の条件	第三者が保有する任意の特許で先に権利行使をした場合	特許プライベートアリングの背後にいる利害関係者にも誓約解除が及ぶ

図 20

② 防衛的契約解除

Google 及び Google に賛同する特許権者は、第三者から任意の特許に基づき攻撃的権利行使を受けた場合に、防衛的契約解除が認められている。特許プライベートアリング (patent privateering)<sup>(27)</sup> による権利行使があった場合にも、背後に存在する利害関係者に対しても防衛的契約解除の規定が及ぶ。OPN のメリットを図 21 にまとめる。

OPNのメリット		
既OSS契約であいまな特許の権利不主張の規定を補完 OINなどのパテントプールよりも手続きが簡素		
ステークホルダー	メリット	備考
会員	会員参加することで他会員の参加を誘発し、他会員の権利不主張の誓約を得る事が期待 防衛的契約解除は、相手方の保有の全特許に及び、特許プライベートアリングにも配慮	他会員からの権利不主張の利益は会員でなくても享受できる 第三者から権利行使を受けるまでは、実質的に特許権を放棄に等しい

図 21

(8) Innovators Patent Agreement (IPA)

① 概要

IPA は Twitter が提唱している発明者から企業への特許譲渡契約での条項である。

IPA の条項は、企業は特許を防御的目的にのみ利用し、発明者の同意がなければ当該特許を用いた攻撃的な権利行使をしない約束を規定する。譲渡先の企業についても同様である。

② 発明者によるトロール的権利行使の抑止

IPA の特徴は、発明者本人の意識の高さを利用して、発明を譲りうけた企業の攻撃的権利行使を抑制することにある。

③ 組織実体の不在

IPA は条項の提唱にとどまっており、その普及は企業勤務の発明者に寄るところが大きい。IPA の契約規定を図 22 にまとめる。

IPAの契約規定		
項目	内容	備考
発明の譲渡	本条件を規定した譲渡書で、発明者は所属企業に発明を譲渡する	所属企業から特許の譲受者も効力が及ぶ
譲渡条件	・所属企業は防衛的目的以外には、発明に係る特許権で権利行使をしない ・所属企業が防衛的目的以外に、当該発明に係る特許権で権利行使するときは、事前に発明者の承認が必要	防衛的目的とは所属企業・その顧客を提訴しようとしている、その他の者への対抗手段

図 22

(9) LOT Network (LOT)

① 概要

LOT は、会員が相互に自らが保有する特許についてライセンスを許諾する防衛的パテントプール (ライセンスオントランスファー) である。通常のパテントプールのスキームと異なり、会員が LOT に加入した段階で、会員間のクロスライセンスは効力を生じていない。他会員が LOT の外部の企業等に特許を譲渡する (前掲トリガーイベント) 直前に会員に譲渡した特許についての (クロス) ライセンスが効力を生じる。但し、事業の譲渡やスピナウトに伴う特許の譲渡は、トリガーイベントの条件からは除かれている。LOT の契約規定を図 23 にまとめる。

LOT Network の契約規定		
項目	内容	備考
許諾内容	会員は保有特許を相互にライセンスするが、その効力は会員が外部に特許売却する直前に生じる	脱退会員がプール外で売却した場合も同じ
許諾特許	全世界、非独占通常実施権	
防衛的契約解除の条件	ライセンシーが特許購入した外部の非PAEに先に権利行使した場合	非PAEは非会員を含む
脱退	インバウンドライセンス:他会員からライセンス効力が生じている他の条件(*)で継続 アウトバウンドライセンス:継続	(*)US特許10件以上保有

図 23

② 外部へ譲渡しない特許の取り扱い

トリガーイベント前の権利行使は契約書上、明示的には禁止されていない。すなわち、一般的な防衛的パテントプールと異なり、加入に際して他会員との間のライセンスの関係は、将来的に個別に交渉することが可能であり、積極的な権利行使の余地も残っている。

③ 保有する特許ポートフォリオ

一方で、ポートフォリオの大きい企業は、いったん加入すると、加入後に外部へ売却しようとする特許について、売却直前に他会員にライセンスが効力を生じる為、売却する特許の価値低下を懸念することが推認される。PAE からの権利行使をリスクが軽減されて事業を安全に継続できるメリットと特許売却の収益とのバランスが個々の会員の判断に委ねられると推察される。LOT のメリットを図 24 にまとめる。

LOT Networkのメリット			
外部売却する特許のみ他会員へライセンスが効力生じる			
ステークホルダー	メリット	備考	
小企業 (PF無)	・費用と交渉負担軽減	他会員からのライセンスのメリットが大	一度加入すると効力生じたライセンスは継続
中企業 (PF小)	・一度ライセンスの効力生じると会員期間中、他会員からのライセンス継続	他会員(中・大)のリスクを回避	小企業との関係ではアンバランス
大企業 (PF大)		参加時に自動ライセンスされないで、会員間で別に契約交渉可能	他会員が多いと外部に特許売却時の特許価値は下がる

図 24

5. 新たな特許防衛の比較分析

(1) 特許防衛の体系図の中の位置づけ

新たな特許防衛は、従前の特許防衛の体系図の中ではどのような位置づけとなるか、代表的なモデルについて検討した。新たな特許防衛を加えた特許防衛の体系図を図 25 に示す。

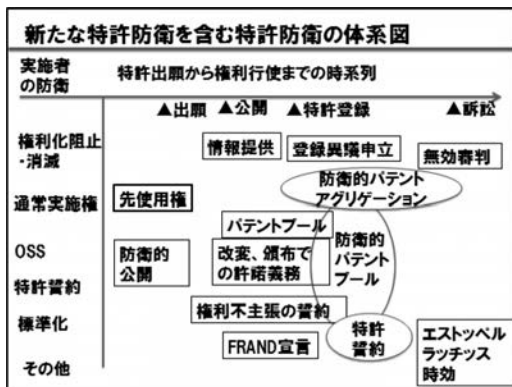


図 25

(2) 新たな特許防衛の時系列の観点での比較

新たな特許防衛の活動を時系列 (PAE の特許調達前から訴訟まで) とモデル形態の二次元図で整理して図 26 にまとめた。防衛的パテントプール及びライセンスオントランスファーは、PAE が特許を調達する前の予防活動に該当する。

防衛的パテントアグリゲーション (係争解決代行含

む) の活動は、① PAE が特許を購入する前に、問題特許を取得、② PAE が会員を提訴する前に問題特許またはそのライセンスを取得、③ PAE が会員を提訴後に、問題特許のライセンスを取得、に区分できる。①は純粋な予防的解決であり、②および③は PAE との交渉を伴う事後的解決である。

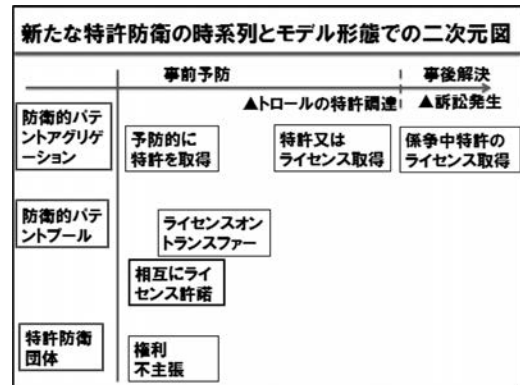


図 26

(3) ライセンサー／ライセンシーの観点での比較

防衛的パテントアグリゲーションは、当該アグリゲーションの運営組織から会員へのライセンス許諾を原則とする。一方、防衛的パテントプールは会員から他会員へのライセンス許諾を原則とする。また、防衛的パテントプールは、脱退した会員へのライセンス許諾を自動的には認めていない。特許誓約団体は、会員から任意の第三者への権利不主張を原則としている。

(4) PAE の特許取引抑止の観点での比較

上述のとおり、防衛的パテントアグリゲーション (係争解決代行含む) の活動は、① PAE が特許を購入する前に市場から問題特許を調達、② PAE が会員を提訴する前に問題特許またはそのライセンスを取得、③ PAE が会員を提訴後に、問題特許のライセンス等を取得、に区分できる。①は市場から PAE への特許流出を抑止する。

また、防衛的パテントプールについては、DPL は他会員が特許を外部 (PAE 含む) に売却する場合には、譲受人にライセンス条項を承継させることを義務づけ、また、LOT は、他会員が外部 (PAE 含む) に売却する直前に、他会員から会員へのライセンスの効力を生じさせることで、PAE への特許流出を抑止する対策を講じている。

(5) ライセンス対象特許の観点での比較

DPL は、会員の保有する全ての特許がライセンス対象である。AST は、特定の特許毎に、関心のある会員の意思と費用負担によって、AST が取得する特許

を選定している。また、Eco-Patentは環境関連特許、OIN並びにOPNはOSS（またはLinux）関連特許、とそれぞれ対象を限定している。

(6) 防衛的契約解除の観点での比較

防衛的パテントプールと特許誓約団体は、所定条件で、ライセンサーに防衛的契約解除を認めているものが多い。DPLのライセンス許諾の防衛的契約解除は、ライセンサーの保有する任意の特許に基づく攻撃的な権利行使についても認めている。OINの防衛的契約解除は、ライセンサーのLinux製品に対する攻撃的な権利行使を条件とする。

OPNの権利不主張の防衛的契約解除は、ライセンサーからの保有する任意の特許に基づく攻撃的な権利行使についても認められている。

(7) ライセンス期間と脱退の影響の観点での比較

防衛的パテントアグリゲーションでは、AST、Unified Patentsなど会員が費用負担したものについては特許権の存続期間中、ライセンスが有効である。RPXのサブライセンスは、会員が所定年数の期間を経ないで脱退すると失効する。防衛的パテントプールでは、個々の組織によって規定の詳細は異なるが、インバウンド（ライセンスイン）は、会員の脱退時にライセンスが原則的に終了し、アウトバウンド（ライセンスアウト）は、会員の脱退時にもライセンスは自動的に終了しない。

(8) 比較分析のまとめ

各特許防衛組織の具体例の比較分析を図27にまとめる。

具体的組織の比較				
組織形態	組織	ライセンス許諾 (権利不主張)	PAEの特許 取引の抑止	離脱後の ライセンスイン
防衛的 パテント アグリゲ ーション	AST	組織から会員	PAEの購入阻止	有
	UP	組織から会員	購入しない	有?
	RPX	組織から会員	PAEの購入阻止	無(可)
防衛的 パテント プール	DPL	他会員から会員	会員の売却抑止	無(可)
	OIN	組織から会員 他会員から会員	不明	無(可)
	LOT	他会員から会員	会員の売却抑止	可/条件付
	特許 誓約 団体	Eco	会員から第三者	不明
	OPN	会員から第三者	不明	有
	IPA	企業から第三者	不明	NA

図27

6. 考察

(1) 防衛的パテントプールの修正について

① 先行研究

ニューヨーク大学のSchultz等（DPLの運営者）

は、OSSコミュニティと開発者の保護の観点から、従前の特許防衛の課題を分析し、DPLの提唱を行っている。<sup>(28)</sup> また、Schulman等はDPLのメリット等を分析し、DPLの修正を提案している。<sup>(29)</sup>

② DPLの修正モデル（MDPL）

Schulmanが提案するDPLの修正モデルの1つに修正DPL（Modified DPL、以下MDPL）がある。Schulmanによれば、DPLでは会員がパテントプールを脱退しても、現会員に対するライセンスが継続される（拘束性がある”Sticky”）のに対して、MDPLでは、会員の脱退時に、脱退した会員と現会員との間の双方向のライセンスが終了する（拘束性がない”Non-Sticky”）（図28）。SchulmanによるDPLとMDPLの比較を図29にまとめる。

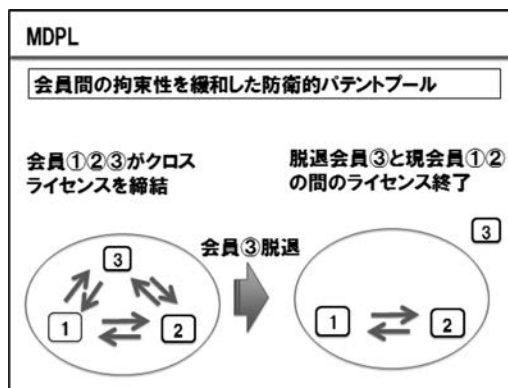


図28

DPLとMDPLの比較		
項目	DPL	MDPL
脱退	・脱退会員から現会員 へライセンス継続  ・過去分損害の免責も 継続する	・脱退会員から現会員 へのライセンス終了  ・会員期間のライセン スは訴求的に非消滅
クーロン製 品とファン ダリー製品 の扱い	規定なし	クーロン製品とファンダ リー製品にはサブライ センス権限を除き、対 象製品に含める
ライセン サーの防衛 的解除	可能	同左。但し事前に書面 通知し、攻撃の撤回等 の機会を与える

図29

(2) 権利不主張とその効力

特許法は、権利不主張とは何かを明示的に規定していない。ライセンス契約の実務上、権利不主張は、所定条件の下で権利を主張しない（不提訴含む）契約と認識されている。この為、通常実施権等のライセンスとは異なり、契約期間等の経過後や契約の承継者には権利不主張は及ばないと一般的に理解されている。<sup>(30)</sup> 特許誓約団体の権利不主張の誓約の効力についても議

論が生じる可能性がある。

### (3) オープン戦略, 秘匿戦略

特許防衛の組織が、組織形態・規定を公開することは、PAE との関係では、不利である。PAE が特許防衛のしくみを研究して、さらに対策を講じた攻撃をする恐れがあるからである。従って、非公開で特許防衛の契約を結んでいる企業等も少なくないと考えられるが、非公開の活動の実態は不明である。一方で、特許防衛パテントプールとして公開することで、企業の加入に際しての障壁を下げるメリットがあるのではないかと推認される。

### (4) 独占禁止法との関係<sup>(31)</sup>

本稿で説明した防衛的パテントプールの具体的事例に対する日本の独占禁止法（及び米国の反トラスト法、欧州の競争法等）に基づく命令処分等は確認されていない。しかし、非係争義務やパテントプールには独占禁止法による制限が想定され得るので、試論として公正取引委員会のガイドラインを参照しこれを検討する。海外の反トラスト法等との関係の検討は今後の課題である。

#### ① 不当な取引制限<sup>(32)</sup>

(a) 「一定の技術市場において代替関係にある技術に権利を有する者同士が、それぞれ有する権利についてパテントプールを通じてライセンスし、その際のライセンス条件（技術の利用の範囲を含む。）について共同で取り決める行為が当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合」

本稿で説明した防衛的パテントプールは、必ずしも代替関係にある技術に権利を有すると言えない。OSS 関連の防衛的パテントプールは、代替関係にある技術を含む可能性があるが、公開された契約の規定からは競争を実質的に制限するような事情は確認されていない。

(b) 「また、これらの事業者が、パテントプールしている技術の改良を相互に制限する行為や、ライセンスをする相手先を相互に制限する行為は、当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合」

本稿で説明した OSS 関係の防衛的パテントプールは、公開された契約の規定からは、改良技術の許諾を要求するものはあるが、技術の改良を相互に制限する等の事情は確認されていない。

(c) 「一定の製品市場において競争関係にある事業者が、製品を供給するために必要な技術についてパテ

ントプールを形成し、他の事業者に対するライセンスは当該パテントプールを通じてのみ行うこととする場合において、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶する行為」

本稿で説明した防衛的パテントプールは、新規参入を合理的理由なく拒絶する契約規定や実例は確認されていない。

#### ② 不公正な取引方法の観点<sup>(33)</sup>

「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有等する権利をライセンサー等に対して行使しない義務を課す行為は、ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する」

防衛的パテントプールのライセンサーの中核に巨大なポートフォリオを有する者が存在し、ライセンシーの公正な競争を阻害する事情があれば、該当する可能性が生じる。防衛的パテントプールの運営企業が巨大なポートフォリオ所有者またはその関係者であって、ライセンシー企業等にパテントプール加入を強要した等の事実があれば本項との関係性が高くなると考えられる。<sup>(34)</sup>

その他、会員の PAE への特許の譲渡を制限することが不公正あるいは不当な取引等に該当すると考える余地があるのかどうかは、不明である。もっとも PAE の活動そのものが市場を支配するような場合、PAE の行為自体が独占禁止法の適用対象とされるべきものであって、PAE を牽制する行為は公共の利益に該当するものではないかと考える。畢竟するに、実際に市場への影響があるかどうかで判断されるものであろう。

### (5) 企業の取るべき活用戦略の検討

新たな特許防衛のしくみや PAE 対策組織については、上述の Jennifer Urban 等<sup>(35)</sup>の研究や Schulman 等<sup>(36)</sup>の研究を除くと、国内外ともに研究がほとんどない。新たな特許防衛のしくみ等に対して日本企業はいかなる対応をすべきか、参照すべき議論が不足しているが、私見として考察した結果を以下に述べる。

#### ① 日本企業の立場

PAE 対策組織等の多くは米国の企業等が設立した

ものである。少なくとも、日本企業の立場等は、PAE対策組織等の設立の趣旨には十分に反映されていないことが予想される。日本企業が加入するにあたっては、PAE対策組織の方針と企業の知財戦略とのミスマッチが、加入後に判明する事態を回避すべく、慎重な事前検討が必要と考える。

## ② 防衛的パテントアグリゲーションと費用対効果

防衛的パテントアグリゲーションの設立目的は、問題特許による権利行使を未然に防ぐため、費用を分担して積極的なライセンスの取得を行う予防活動である。一方、企業としては、当該予防活動への加入に際して、問題特許の選定や費用対効果の見極めが厳しくなることが予想される。各企業が、事業環境と知財活動の中での優先度を考慮して、個別に判断していく事項になるかと思われる。

## ③ 防衛的パテントプールと各企業が保有する特許ポートフォリオ

企業の防衛的パテントプールへの加入の判断に際しては、保有する特許ポートフォリオによる知財収入の計画と事業安全確保のバランスが最大の課題であると予想される。加入する企業が増えていくと、他社に先駆けて特許売却等の準備を整えた上で、防衛的パテントプールに加入する動きが加速される可能性もあると考える。

## ④ 防衛的パテントプールを巡る競業他社との関係

防衛的パテントプール加入によって期待できるメリットは、個々の企業によって異なり、競業企業の加入状況に大きく依存する。加えて、ある競業他社とはクロスライセンス済みであり、他の競業他社とはライセンスが未解決である等の状況から単純に一つの防衛的パテントプールへの加入の得失を判断することには一定範囲の困難を伴うと予想される。一方、ライセンスオントランスファーは、LOTの規定によれば、会員となった段階では、自動的に保有する特許のライセンスが効力を生じず、当該プール外のPAE等対策の観点に集中して、プール加入の得失を判断することができると考える。但し、一旦当該プールに加入して、特許売却によってトリガーイベントを生じさせてしまうと他会員へのライセンスは、会員脱退後も有効であるため、後戻りできない点は留意すべきである。

## 7. まとめ

PAE対策を視野に入れた新たな特許防衛のしくみ

と組織について体系的な整理と分析を行った。具体的には、防衛的パテントアグリゲーションと防衛的パテントプールを中心に、具体例のメリットの検討、具体例の比較、従前の特許防衛の中での位置づけ等、の分析を行った。また、独占禁止法の観点での検討と加入する企業の立場での得失の検討等も行った。具体例の分析は未だ机上の検討に留まっており、今後、個々の組織や企業等の動きを確認した上で、再検証する必要もあると考える。

本稿をまとめるにあたっては、東京理科大学専門職大学院イノベーション専攻科知的財産戦略専攻の平塚三好教授、弁理士の大和田昭彦氏のご助言を頂いた。深く感謝申し上げます。

## 注

- (1) 本稿は、著者の調査分析結果とそれに基づく私見を述べたものであって、著者の所属先及び日本弁理士会の公式見解ではない。また、本稿で述べた私見は、調査結果に基づく一つの見解に留まり、何らの法的助言等を構成するものではないので留意されたい。
- (2) 巧妙化するPAEの戦略の一例として、以下を参照のこと。宮下洋明他「OEM供給品に起因したPAE訴訟を早期終了に導くメカニズム」学術研究発表会 日本知財学会(2014)
- (3) 「特許防衛」は、一般的な用語ではないが、本稿で取り扱うDefensive Patent Pool, Defensive Patent Aggregationなど米国での名称を踏まえ用いた。
- (4) 特許庁は2008年に研究会で、パテントコントロール対応のガイドラインの策定の検討を行っている。
- (5) 米国議会のHP <https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/3309/> 参照日：2014.12.22
- (6) 35 U.S. Code § 285 - Attorney fees “The court in exceptional cases may award reasonable attorney fees to the prevailing party.”
- (7) 米国最高裁判所のHP [http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1184\\_gdhl.pdf/](http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1184_gdhl.pdf/) 参照日：2014.12.22  
[http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1163\\_8o6g.pdf/](http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1163_8o6g.pdf/) 参照日：2014.12.22
- (8) 「防衛的パテントプール」について、米国での用語は以下を参照のこと。  
「Defensive patent pools」 [http://en.swpat.org/wiki/Defensive\\_patent\\_pools/](http://en.swpat.org/wiki/Defensive_patent_pools/) 参照日：2014.12.22
- (9) Allied Security TrustのHP <http://Alliedsecuritytrust.com/> 参照日：2014.12.22
- (10) Unified PatentsのHP <http://unifiedpatents.com/> 参照日：2014.12.22
- (11) RPX CorporationのHP <http://www.rpxcorp.com/> 参照日：2014.12.22

- (12) Defensive Patent License の HP <http://www.defensivopatentlicense.com/> 参照日：2014.12.22
- (13) Open Invention Network の HP <http://www.openinventionnetwork.com/> 参照日：2014.12.22
- (14) Eco-Patent Commons の HP <http://ecopatentcommons.org/> 参照日：2014.12.22
- (15) Open Patent Non-Assertion Pledge の HP <http://www.google.com/patents/opnpledge/> 参照日：2014.12.22
- (16) <https://blog.twitter.com/2013/brewing-our-first-ipa-patent-and-new-adopters/> 参照日：2014.12.22
- (17) LOT Network の HP <http://www.lotnet.com/> 参照日：2014.12.22
- (18) その他組織として NPO の Patent Public Domain がある。  
<http://www.pubpat.org/> 参照日：2014.12.29
- (19) 日本弁理士会ソフトウェア委員会「オープンソースソフトウェアのライセンスと特許権」パテント Vol.59 No.6 (2006)
- (20) 防衛的公開組織の例として以下を参照のこと。Linux defenders の HP <http://www.linuxdefenders.org/> 参照日：2014.12.22
- (21) OSS と特許の関係については以下を参照のこと。  
八田真行「オープン・ソフトウェア・ライセンスにおけるソフトウェア特許と商標の扱いに関する研究」知財研紀要 Vol.20 (2011)
- (22) GPL v3 については以下を参照のこと。GNU の HP [GPLv3 クイック・ガイド https://www.gnu.org/licenses/quick-guide-gplv3.ja.html/](https://www.gnu.org/licenses/quick-guide-gplv3.ja.html) 参照日：2014.12.22
- (23) IBM の HP での特許誓約 [http://www.ibm.com/ibm/licensing/patents/pledgedpatents.pdf/](http://www.ibm.com/ibm/licensing/patents/pledgedpatents.pdf) 参照日：2014.12.22
- (24) FRAND 実施料の算定をめぐる裁判例について、拙稿 小林和人「標準規格必須特許の RAND 実施料率に関する裁判例」パテント Vol.67 No.7 (2014)
- (25) 公正取引委員会 HP 「ウィンドウの OEM 販売契約に係る拘束条件付取引」(2008) <http://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/backnumber/2008/20080925.html> 参照日：2014.12.22
- (26) 「攻撃的権利行使」とは、相手よりも先に権利行使（係争・提訴）することを呼ぶ。
- (27) 「特許プライベートリング (patent privateering)」とは、保有する特許をパテントトロールに譲渡等して競合企業等を攻撃させる企業を呼ぶ。
- (28) Jennifer Urban, Jason Schultz, “Protecting Open Innovation: A New Approach to Patent Threats, Transaction Costs and Tactical Disarmament”, (April 16, 2012). Harvard Journal of Law and Technology, (Vol. 26, 2012) <http://ssrn.com/abstract=2040945/> 参照日：2015.1.4
- (29) Hayes, David L. and Schulman, C. Eric, “A Response to a Proposal for a Defensive Patent License (DPL)”, (July 27, 2013) <http://ssrn.com/abstract=2054314/> 参照日：2015.1.4
- (30) 齊藤尚男「特許法における「権利不主張」をめぐる」知財管理 Vol.64 No.6 (2014) 926 頁他
- (31) 独占禁止法の観点については、以下を参照のこと。  
平山賢太郎「独禁法から考える知的財産権ライセンス拒絶・差止請求」パテント Vol.67 No.12 (2014)
- (32) 公正取引委員会の HP ガイドライン  
「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第 3 章「私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方」2 節「不当な取引制限の観点からの検討」  
[http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html/](http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html) 参照日：2014.12.22
- (33) 前掲注 32) のガイドライン 第 4 章「不公正な取引方法の観点からの考え方」5 節「その他の制限を課す行為」
- (34) 前掲注 32) のガイドラインに「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が示されているが、標準化と本稿課題とは背景が異なるため、検討は見送った。[http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html/](http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html) 参照日：2014.12.22
- (35) 前掲注 28)
- (36) 前掲注 29)

(原稿受領 2015. 1. 6)